

サル痘の対応について①

国における対応状況

- 感染症法上の**4類感染症**に指定。
→ 診断した医師は都道府県知事等への届出が義務付け
- 厚生労働省は令和4年5月20日、6月1日、6月17日、7月6日、7月19日付けでサル痘に関する情報提供等を各自治体、日本医師会、各検疫所等に呼びかけ
- 患者に対し、サル痘治療薬を投与する臨床研究体制を構築。
- 患者の接触者に対し、天然痘ワクチンを投与する臨床研究体制を構築

都における対応

- 令和4年5月23日、6月10日、7月21日付けで、保健所、医療機関に対して、サル痘への対応に関する事務連絡を発出
- **疑い事例があった場合には、各保健所は、都と協議の上、健康安全研究センターで検査を実施する体制を構築**
- 令和4年6月23日付けで、都内特定、第一種、第二種感染症指定医療機関に対し、事務連絡を発出、6月28日に説明会を実施し、診療に関する協力を依頼

サル痘の対応について②

疑い例に関する症例定義

下記の①～③の全てを満たす者を指す。

① 説明困難な急性発疹*を呈している。

* 水痘、風疹、梅毒、伝染性軟属腫、アレルギー反応、その他の急性発疹及び皮膚病変を呈する疾患によるものとして説明が困難であることをいう。

ただし、これらの疾患が検査により否定されていることは必須ではない。

② 次の1つ以上の症状を呈している。

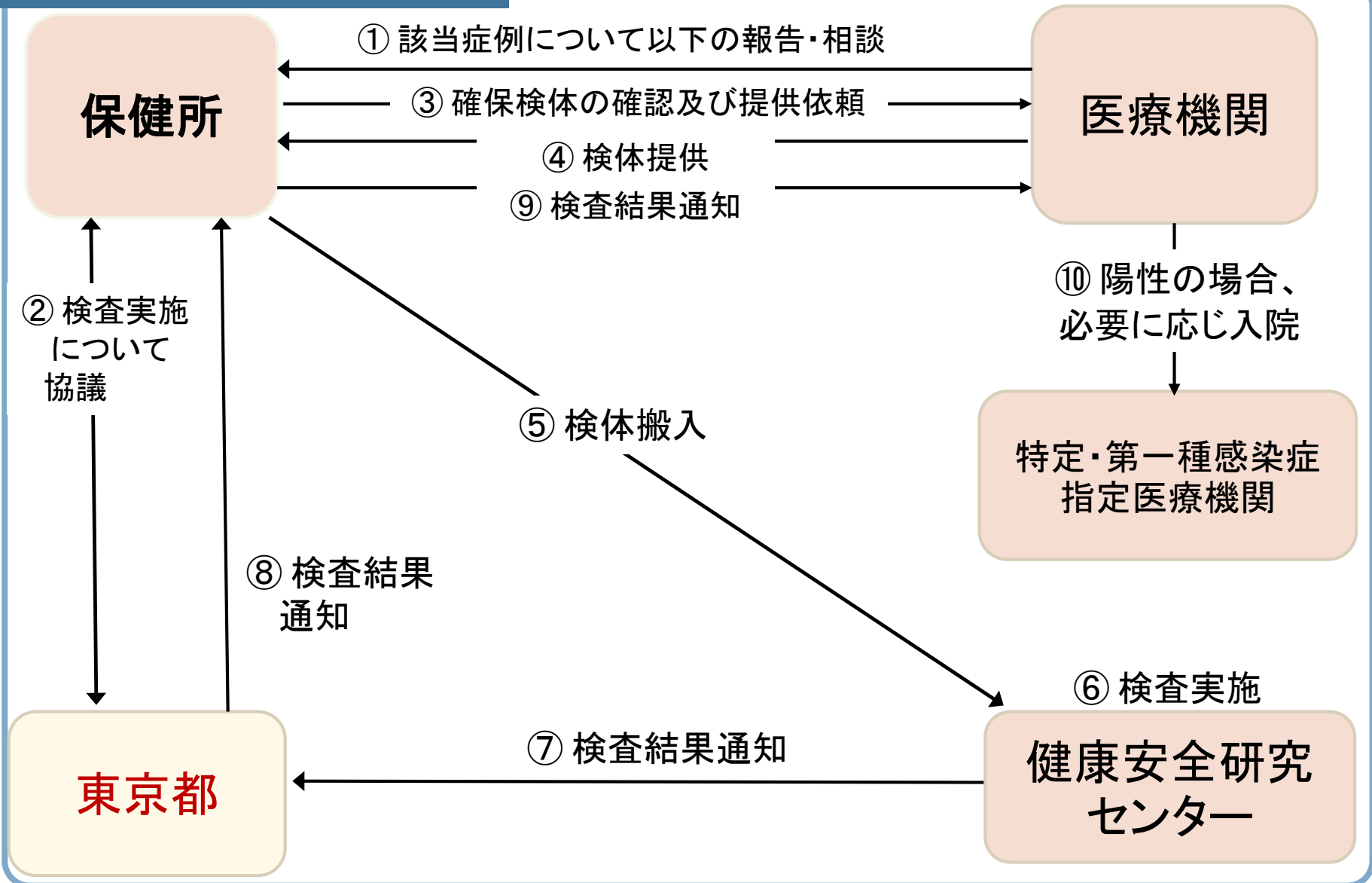
・発熱(38.5℃以上) ・頭痛 ・背中の痛み ・重度の脱力感 ・リンパ節腫脹 ・筋肉痛

③ 次のいずれかに該当する。

- ・発症21日以内にサル痘常在国やサル痘症例が報告されている国に滞在歴があった。
- ・発症21日以内にサル痘常在国やサル痘症例が報告されている国に滞在歴がある者と接触があった。
- ・発症21日以内にサル痘の患者又は①及び②を満たす者との接触があった。
- ・発症21日以内に複数または不特定の者と性的接触があった。
- ・臨床的にサル痘を疑うに足りるとして主治医が判断をした。

サル痘の対応について③

検査、入院フロー図



サル痘の対応について④

感染症指定医療機関での受け入れ

- 当面の間、特定、第一種、第二種感染症指定医療機関において、患者等の受け入れや接触者の発症時の受診の受け入れを依頼

患者の状態	依頼内容	
疑い例	受診	• <u>特定・第一種・第二種感染症指定医療機関</u> における、診察の協力及び接触者発症時の受診受け入れ
	検査	• <u>特定・第一種・第二種感染症指定医療機関</u> における、疑い例からの検体採取及び保健所への検体引渡し
確定患者	入院	• <u>特定又は第一種感染症指定医療機関等</u> での入院受け入れ（費用は患者負担）
	外来	• 外来フォローアップ時の自宅における感染対策について患者に説明 • 症状悪化時を想定した保健所との連携